

放送大学学生の懲戒に関する規則

平成22年10月13日
放送大学規則第3号
改正 平成25年3月13日
平成26年2月19日
平成27年3月11日
平成31年3月13日

(目的)

第1条 この規則は、放送大学学則（平成22年放送大学規則第1号）第46条及び放送大学大学院学則（平成22年放送大学規則第4号）第41条に規定する学生の懲戒に関し必要な事項を定め、その適正な実施を図ることを目的とする。

(懲戒の種類)

第2条 学生の懲戒の種類及び内容は、次のとおりとする。

- 一 訓告 注意を与え、将来を戒めること。
- 二 停学 期間を定め、又は定めなくて、学生としての権利を停止すること。
- 三 退学 学生としての身分を失わしめること。

(懲戒該当行為の報告)

第3条 学習センター所長又はコース主任（以下「学習センター所長等」という。）は、所属学生について懲戒に該当する行為（ハラスメント防止・対策委員会学生部会の審議に関するものを除く。）があったと考えられるときは、直ちにその事実関係につき学長に報告するものとする。

(懲戒事案の発議)

第4条 学長は、前条の報告を受けたとき、又は他の事由により、学生について懲戒に該当する行為が認められる場合は、直ちに学生担当副学長及び学生委員会に事実関係の調査、確認を命じ、相当の理由があると認めるときは、当該学生の懲戒を教授会に発議する。

2 第3条の報告によらずに、学生について懲戒に該当する行為が認められる場合には、学長は、その内容等について、速やかに当該学生の所属する学習センター所長等に通知するものとする。

(謹慎の命令)

第5条 学長は、学生の行為が停学又は退学に該当することが明白である場合は、当該学生に対し、謹慎を命ずることができる。

2 学長は、前項の謹慎を命じた場合は、当該学生の所属する学習センター所長等に通知するものとする。

(弁明機会の付与)

第6条 第4条第1項の調査、確認に当たり、当該調査等の対象となる学生は、事情聴取を受け、弁明する機会を与えられるものとする。ただし、当該学生が正当な理由がなく事情聴取に応じず、弁明しないときは、その権利を放棄したものとみなす。

2 当該学生が逮捕・勾留される等、事情聴取が困難な場合は、学生担当副学長及び学生委員会は、前条の弁明する機会を与えずに、学長へ報告することができる。

(懲戒処分の決定)

第7条 学長は、教授会の議を経て、当該学生の懲戒を決定する。

(懲戒処分内容の事前通知)

第8条 学長は、学生に対して懲戒処分を行おうとする場合は、当該学生に対し、懲戒処分の内容を文書により事前に通知するものとする。

(懲戒処分への不服申立て)

第9条 前条の通知を受けた学生は、懲戒処分の理由となる事実についての誤認及び補足、その他正当な理由がある場合には、通知を受け取った日から起算して14日以内に、学長に対して文書による不服申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の不服申立てがあったときには、遅滞なく学生担当副学長及び学生委員会に再度の調査、確認を命じ、相当の理由があると認めるときは、当該学生に対する懲戒処分の内容の変更又は取消を教授会に発議する。

3 学長は、教授会の議を経て、当該学生の懲戒について決定する。

(懲戒処分書の交付及び公示)

第10条 学長は、前条第1項の期間の経過後又は前条第3項の決定後、懲戒処分書を交付し、かつ、学内に公示するものとする。

(懲戒処分と学籍異動)

第11条 学長は、第4条の調査、確認の対象となる行為が認められる学生から、第7条又は第9条第3項の懲戒処分の決定前に放送大学学則(平成22年放送大学規則第1号。以下「学則」という。)第41条及び放送大学大学院学則(平成22年放送大学規則第4号。以下「大学院学則」という。)第37条の退学の願出があったときは、同条の規定によらず、これを受理しないものとする。

2 学長は、学則第38条及び大学院学則第34条の休学の許可を受けた学生が第2条第2号の停学となったときは、停学期間と重複する期間について休学の許可を取り消す。

(守秘義務)

第12条 この規則に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。学園の役員又は職員等でなくなった後も同様とする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、学生の懲戒及び懲戒処分を受けた者の再入学に関する事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年10月13日から施行する。

附 則(平成25年3月13日)

この規則は、平成25年3月13日から施行する。

附 則(平成26年2月19日)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月11日)

この規則は、平成27年3月16日から施行する。

附 則(平成31年3月13日)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。